

養育費確認事項

1. 「養育費」とは次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童の父親（又は母親）が払ったものであること。
- ② 自分（母親又は父親）・児童が受取ったものであること。
- ③ 父親（又は母親）から自分（母親又は父親）・児童に支払われたものが**金銭、有価証券**（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④ 父親（又は母親）から自分（母親又は父親）・児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含む。）、郵送、自分（母親又は父親）・児童名義の口座への振込みであること。
- ⑤ 「**養育費**」、「**仕送り**」、「**生活費**」、「**光熱水費**」、「**教育費**」、「**家賃**」、「**自宅などローンの肩代わり**」、等、児童の養育に係のある経費として支払われていること。

2. 次のものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童の父親（又は母親）以外から支払われたもの
- ② 自分（母親又は父親）・児童以外の者が受取っている場合
- ③ 不動産（土地・建物等）、動産（車・家財道具等）の場合
- ④ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

（注） 1. 受給者が未婚の母親である場合

父親が児童の認知をしており、かつ、上記 1 に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2. 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記 1 に当てはまる場合、「養育費」に該当します。